

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和8年10月

和歌山市人事委員会



和市人委第 1 0 3 号

令和 8 年 1 0 月 1 4 日

(2 0 2 6 年)

和歌山市議会議長 中 谷 謙 二 様

和 歌 山 市 長 尾 崎 太 郎 様

和歌山市人事委員会

委員長 廣 谷 行 敏

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

目 次

別紙第 1 報告

1	職員の状況	1
2	民間給与等の調査	1
3	職員と民間従業員との給与比較	3
4	生計費	4
5	人事院の報告及び勧告	4
6	むすび	5

別紙第 2 勧告

13

資料

1	職員給与関係	15
2	民間給与関係	21
3	生計費関係	38
4	人事院の報告及び勧告	39

(人事院勧告・報告の概要)

別紙第 1

報 告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与、その他職員の給与等を決定する諸条件について継続的に調査・研究を行っている。

その概要は、次のとおりである。

1 職員の状況

本委員会は、本年 4 月 1 日現在における職員（技能労務職員及び企業職員を除く。以下同じ。）の給与等の実態について把握するため、「令和 8 年職員給与等実態調査」を実施した。

職員の総数は、2,294人であり、その従事する職務の種類に応じて、それぞれ行政職給料表、教育職給料表、消防職給料表、医療職給料表、福祉保健職給料表の 5 種 7 給料表の適用を受けている。

このうち民間給与との比較を行っている一般行政職の職員の数 は 1,378 人、平均年齢は 42 歳 6 月、学歴別構成比は大学卒 80.0%、短大卒 6.7%、高校卒 13.3% である。

また、一般行政職の職員の本年 4 月における平均給与月額 は、給料 346,348 円、扶養手当 10,133 円、地域手当 14,891 円、その他の手当 16,124 円、合計 387,496 円である。（資料 1 職員給与関係 第 1 表 16・17 頁）

2 民間給与等の調査

(1) 調査概要

本委員会は、職員の給与と民間給与との比較を行うため、市内における企業規模 100 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上である市内の民間事

業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した51事業所について、人事院、和歌山県人事委員会等と共同で「令和8年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係22職種及び医療関係、教育関係等54職種について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を詳細に調査している。

また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給等の状況を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査している。

(2) 調査結果

令和8年職種別民間給与実態調査の主な結果は次のとおりである。

ア 初任給の状況

新卒者の採用を行った事業所は、大学卒で34.2%、高校卒で23.7%となっており、そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で87.5%、高校卒で87.8%となっている。

一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で12.5%、高校卒で12.2%となっている。

(単位：%)

（単位：％）

項目 学歴	採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			採用なし
		増 額	据置き	減 額	
大 学 卒	34.2	(87.5)	(12.5)	—	65.8
高 校 卒	23.7	(87.8)	(12.2)	—	76.3

(注) () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。

イ 給与改定の状況

民間事業所においては、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は75.7%、中止した事業所の割合は3.0%

となっている。また、ベース改定の慣行のない事業所の割合は21.3%となっている。

(単位：%)

役職 段階	項目	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の 慣行なし
係 員		75.7	3.0	—	21.3
課 長 級		65.0	3.1	—	31.9

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は96.8%となっている。

(単位：%)

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			増 額	減 額	変化なし			
係 員		96.8	93.6	42.1	3.2	48.3	3.2	3.2
課 長 級		83.1	79.9	31.6	3.2	45.1	3.2	16.9

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

3 職員と民間従業員との給与比較

(1) 月例給

前述の「令和8年職員給与等実態調査」及び「令和8年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては一般行政職の職員、民間従業員にあってはこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の常勤の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与月額を対比させ、ラスパイレス方式による比較を行った。

比較の結果、較差を算出したところ職員の給与が民間給与を1人当た

り平均11,985円（3.03%）下回っていた。

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A－B）
408,158円	396,173円	11,985円（3.03%）

（注） 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

（2） 特別給

民間における賞与等の特別給の支給状況については、次表に示すとおりであり、所定内給与月額4.71月分に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.65月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.06月分下回っていた。

平均所定内給与	下半期（A ₁ ）	395,167円
	上半期（A ₂ ）	410,162円
特別給の支給額	下半期（B ₁ ）	893,077円
	上半期（B ₂ ）	1,004,896円
特別給の支給割合	下半期（B ₁ ／A ₁ ）	2.26月分
	上半期（B ₂ ／A ₂ ）	2.45月分
	計	4.71月分

（注） 下半期とは令和7年8月から令和8年1月まで、上半期とは令和8年2月から同年7月までの期間をいう。

4 生計費

本委員会が総務省による家計調査を基礎として算定した、本市における本年4月の標準生計費は、2人世帯で130,015円、3人世帯で149,408円、4人世帯で168,807円、5人世帯で188,206円となっている。（資料 3 生計費関係 第14表 38頁）

5 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年8月7日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、公務員人事

管理について報告し、一般職の職員の給与について報告及び勧告するとともに、一般職の職員の勤務時間及び休暇について勧告した。あわせて、国家公務員災害補償法の改正について意見の申出を行った。（資料 4 人事院の報告及び勧告 39頁）

6 むすび

本年の職員の給与の決定に関係のある基本的な諸条件は、以上報告したとおりである。

月例給については、本年4月時点で比較した職員の給与が民間給与を11,985円（3.03%）下回る結果となっている状況である。

特別給（期末手当及び勤勉手当）については、職員の支給月数（4.65月）が市内民間事業所の支給月数（4.71月）を0.06月下回っている状況である。

本委員会としては、これらの調査結果及び給与改定に係る国等の状況を総合的に勘案した結果、職員の給与等について次のとおり取り扱う必要があると判断する。

(1) 令和8年4月の民間給与との比較に基づく給与改定等

ア 給料表

給料表については、人事院が勧告した国家公務員の俸給表の改定内容及び本市の実情を考慮し、給料表全体の引上げ改定を行う必要がある。

イ 初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、本市の実情を踏まえ、人事院勧告を考慮して、改定する必要がある。

ウ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当については、市内民間事業所における支給状況及び人事院勧告の内容を考慮し、年間支給月数を0.05月分引き上げる必要がある。

なお、支給月数引上げ分の期末手当及び勤勉手当への配分については、人事院の勧告に準じた改定をすることが相当である。

エ 宿日直手当

宿日直勤務対象職員に対する宿日直手当については、本市の実情を踏まえ、人事院勧告を考慮して、改定する必要がある。

(2) 実施時期

この改定は、令和8年4月1日から実施する。ただし、(1)のウの期末手当及び勤勉手当については、この改定を実施するための条例の公布の日から実施する。

(3) 単身赴任手当等

人事院は、本年の勧告において、転勤に伴う職員の経済的負担を軽減する観点から、現行の単身赴任手当の見直しや転居に関する手当の新設について言及した。本市においても、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、これらの制度の取扱いについて検討する必要がある。

(4) 人材の確保・育成

複雑化・多様化する行政ニーズに対応し、魅力あるまちづくりを推進していく上で、その担い手となる人材の確保・育成は最重要課題の一つである。しかし、生産年齢人口の減少が進む中、進学・就職等に伴う若年層の都市部への流出や労働市場における人材獲得競争の激化等を背景に、本市における採用を取り巻く環境は厳しい状況にある。特に、土

木・電気・機械職などの技術職や獣医師などの資格免許職においては、その傾向が顕著であり、一層の危機感をもって対応しなければならない。

本市が数ある就職先の中から選ばれる魅力的な職場であるためには、給与面での処遇改善や勤務環境の整備と、人材の確保・育成の取組を連動させ、一体的に進めていく視点が重要である。特に確保が困難な技術職等については、手当制度の見直しなど、より踏み込んだ対応を検討する必要がある。また、公務への入り口である採用試験についても、優秀な人材をいち早く取り込む工夫や、受験者の負担軽減、本市で働く魅力の発信など、多角的な取組を進めていく必要がある。

本委員会では、早期に優秀な人材を確保するため、大学3年生を対象とした「早期チャレンジ型」採用試験を新たに設けたところである。あわせて、CBT方式（オンライン試験）の拡大を検討することや、公務職場の魅力について、より効果的な情報発信の強化に取り組んでいく。

任命権者においては、国や他の地方公共団体の動向を見極めながら、前述の処遇改善の実現に向けて着実に検討を進める必要がある。同時に、令和7年12月に策定された和歌山市人材育成・確保基本方針に基づき、「市民目線に立ち、誠実で信頼される職員」、「変化を敏感に察知し、新たな魅力と活力を創出する職員」、「チャレンジ精神を持ち、地域の課題を発見・解決する職員」の計画的な育成に取り組んでいかなければならない。そのため、目標管理と対話を軸とした人事評価の活用、職員の能力・適性を踏まえた適材適所の人員配置、キャリア形成支援による職員の能力向上やエンゲージメントの向上に努める必要がある。

また、デジタル技術の急速な進展により、行政サービスの提供環境は大きく変化しており、組織全体でデジタル人材の育成に取り組んでいくことが重要である。

(5) 勤務環境の整備

ア 長時間労働の是正

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持や公務能率の向上にとどまらず、仕事と家庭生活の両立及び意欲的な職務遂行を支え、人材を確保する上で引き続き取り組むべき課題である。

本市における令和6年度と令和7年度の状況を比較すると、職員の月平均時間外勤務時間数及び年間360時間を超える時間外勤務を行った職員数がともに微増している。本市の特定事業主行動計画では、管理職を除く職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数を毎年1%削減することを目標に掲げており、一部の業務集中部署や特定の職員への業務の偏りが十分解消されていない現状を踏まえ、実効性のある縮減策を一層強力に推進することが求められる。

任命権者においては、時間外勤務が定例的な業務によるものか突発的な対応によるものかを見極めながら発生要因の把握に努め、業務量に応じた適正な人員配置を行う必要がある。また、管理監督者のマネジメント意識の徹底を図り、時間外勤務縮減に向けた取組目標を設定するなどの対策を講じることが重要である。長時間労働の根本的な抑制に向けては他都市事例も参考に、生成AIの活用、オンライン申請やペーパーレス化といった自治体DXによる業務プロセスの見直しを推進し、業務効率化を図る必要がある。

イ 仕事と家庭の両立支援

育児や介護等と両立し意欲的に勤務できる環境整備に向け、柔軟な働き方の推進が不可欠である。本市における年次有給休暇の年間平均使用日数は、令和6年度の13.8日から令和7年度の14.0日へと微増している。また、男性職員の育児休業の取得率は、令和6年度の50.8%から令和7年度の71.0%へと大幅に伸びており、育休等計画シートの活用や管理監督者への意識啓発をはじめとするこれまでの様々な取組

の積み重ねにより、育児休業を取得しやすい職場の雰囲気が着実に浸透しつつあるものと考えられる。

一方で、本市の特定事業主行動計画においては、本年度から、「2週間以上の育児休業を取得する男性職員の割合85%以上」という期間に着目した目標が新たに掲げられており、単に休業を取得することにとどまらず、育児に十分に関与できる期間の確保が重視されていることから、なお一層の取組を要する状況にある。

任命権者においては、これまでの取組を更に推進するとともに、管理監督者の制度の理解促進、目標の周知等を通じて、誰もが休暇・休業を取得しやすい職場づくりを進め、目標の達成に向けた取組を強化していく必要がある

ウ 柔軟で効率的な働き方の推進

ライフスタイルの多様化が進む中、優秀な人材の確保や意欲的な公務遂行に向けては、職員個々の事情に応じた柔軟な働き方の実現が不可欠である。本市においては、今年度からフレックスタイム制度が試行されているところであり、今後は試行結果の検証を進めるとともに、国の動向も踏まえたコアタイム設定の柔軟化についても検討を行い、本格導入に向けた取組を加速していくことが重要である。

また、人事院は、本年の勧告において、育児や介護等に活用することを想定した無給休暇の新設や、代休日の指定等の見直しについて言及した。

任命権者においては、国の制度の趣旨や本市の実情を踏まえ、これらの制度の導入に向け検討を進めるとともに、テレワーク等の活用を含め、多様で柔軟な働き方を支える勤務環境の整備に努める必要がある。

(6) 職員の心身の健康保持

本市職員の休職者の状況をみると、精神疾患を原因とする休職者が依然として大きな割合を占めており、予防と早期対応は喫緊の課題となっている。

心身の健康を保持することは、職員が本来の能力を十分に発揮し、生き生きと公務に従事するための基盤であり、本市においても、勤務環境の整備、研修や相談体制の充実、ストレスチェック制度の実施など、様々な取組を進めているところである。

任命権者においては、職員に向けた取組の強化に加え、ラインケアの役割を担う管理監督者への支援や休職者の復帰支援策の充実を図りながら、次項のハラスメント対策と合わせ、身体及び精神の両面における不調の予防・早期発見から再発防止までの一連の取組を組織的に進める必要がある。

(7) ハラスメント対策の推進

ハラスメントの防止は、職員の尊厳を守り公務能率を発揮する上で不可欠な基盤である。カスタマーハラスメントに対する保護・支援体制を含め、あらゆるハラスメント対策の実効性を高めていくことが求められる。

任命権者においては、対応方針の明確化や相談体制の確実な整備・周知を図るとともに、職員個人に対処を委ねることなく組織として毅然と臨む姿勢を徹底しなければならない。また、通話録音を行う旨の音声案内の導入をはじめとする環境整備や被害職員への適切なケアを進め、互いの尊厳を尊重し合う組織風土の醸成と安全な執務環境の確保に取り組む必要がある。

—おわりに—

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保することを目的とするものである。

民間準拠を基本として市職員の給与を決定する仕組みは、長期的視点から見ると市民の支持を得られる給与水準を保障するとともに、公務における労使関係の安定、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものである。

市議会及び市長におかれては、今後とも、勧告制度の意義、役割を十分認識して対処されることを要請する。

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

- 1 給料表については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- 2 初任給調整手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- 3 期末手当及び勤勉手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。
- 4 宿日直手当については、報告むすびで述べた事項を考慮して必要な改定を行うこと。

この改定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、3 については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

資 料

1 職員給与関係

令和8年職員給与等実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、職員の給与等の実態を把握するため、令和8年4月1日を基準日として、職員の給与等について調査したものである。

(2) 調査の対象職員

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に該当する職員は、調査から除外した。

【調査対象外職員】

- ・技能労務職員
- ・企業職員
- ・臨時的任用職員
- ・会計年度任用職員

(3) 調査事項

4月分給与月額、学歴、年齢、経験年数等について調査した。

ただし、再任用職員、定年前再任用短時間勤務職員、任期付職員については、給料表別、級別職員数等の職員数のみ調査した。

なお、休職者、停職者等に対し、給与の減額等がなされている場合は、その者に本来支給されるべき給与の月額によることとした。

第1表 職員の給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	平均給与月額				
		給料	扶養手当	地域手当	小計	その他の手当
全	人 2,294	円 348,769	円 10,337	円 14,900	円 374,006	円 13,836
行政職給料表	1,488	344,717	9,871	14,786	369,374	15,772
一般行政職	1,378	346,348	10,133	14,891	371,372	16,124
教育職給料表(1)	53	391,887	8,491	16,131	416,509	17,574
教育職給料表(2)	32	390,416	18,875	17,419	426,710	29,472
教育職給料表(3)	36	388,796	5,458	16,519	410,773	21,642
消防職給料表	389	363,222	16,127	15,326	394,675	9,336
医療職給料表	4	526,019	9,125	72,368	607,512	204,300
福祉保健職給料表	292	330,412	5,014	13,431	348,857	4,002

(注) 1 教育職給料表(1)～(3)の給料には教職調整額を、医療職給料表の給料には給料の調整額を含む。

2 その他の手当は、住居手当、管理職手当等である。

3 構成比については、四捨五入の関係で合計が100とならない場合がある。

	平 均 年 齡	平均經驗年数	学 歷 別 人 員 構 成 比				性別人員構成比	
合 計			大 学 卒	短 大 卒	高 校 卒	中 学 卒	男 性	女 性
円 387,842	歳 月 41.09	年 月 19.05	% 72.0	% 12.5	% 15.5	% —	% 65.7	% 34.3
385,146	42.03	19.09	80.5	6.7	12.8	—	69.2	30.8
387,496	42.06	20.00	80.0	6.7	13.3	—	70.0	30.0
434,083	41.06	16.02	100.0	—	—	—	64.2	35.8
456,182	43.02	15.03	100.0	—	—	—	78.1	21.9
432,415	43.10	21.09	52.8	47.2	—	—	2.8	97.2
404,011	40.04	19.05	48.3	10.0	41.6	—	96.4	3.6
811,812	55.09	26.11	100.0	—	—	—	—	100.0
352,859	40.08	18.04	54.1	45.2	0.7	—	14.7	85.3

第2表 給料表別、級別職員数等

行政職給料表					一般行政職				
級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数	級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数
計	人	円	歳月	年月	計	人	円	歳月	年月
	1,488	344,717	42.03	19.09		1,378	346,348	42.06	20.00
1	201	242,487	26.05	4.02	1	174	242,597	26.07	4.04
2	124	261,632	30.05	8.00	2	114	261,576	30.05	8.00
3	184	289,402	35.00	12.01	3	170	289,355	35.00	12.01
4	302	335,487	41.05	19.00	4	284	335,685	41.07	19.02
5	293	376,718	49.04	27.02	5	274	376,832	49.04	27.02
6	251	418,006	51.06	28.10	6	233	417,962	51.07	28.11
7	89	449,020	55.02	32.08	7	86	449,097	55.01	32.07
8	33	484,609	56.03	33.08	8	32	484,841	56.02	33.06
9	11	539,700	58.02	35.10	9	11	539,700	58.02	35.10

教育職給料表(1)				
級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数
計	人	円	歳月	年月
	53	391,887	41.06	16.02
1	—	—	—	—
2	51	388,988	41.00	15.06
3	1	*	*	*
4	1	*	*	*

教育職給料表(2)				
級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数
計	人	円	歳月	年月
	32	390,416	43.02	15.03
1	—	—	—	—
2	13	362,192	41.11	11.10
3	19	409,726	44.01	17.06

(注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている(以下本表において同じ。)

教育職給料表(3)				
級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数
計	人	円	歳月	年月
	36	388,796	43.10	21.09
1	—	—	—	—
2	24	367,510	39.01	17.00
3	12	431,367	53.04	31.05

消防職給料表				
級	職員数	平均給料 月額額	平均年齢	平均経 験年数
計	人	円	歳月	年月
	389	363,222	40.04	19.05
1	38	262,242	23.06	3.09
2	32	285,397	27.04	6.01
3	34	297,885	29.05	8.01
4	38	328,897	35.08	14.06
5	113	378,466	41.05	20.04
6	92	407,100	49.10	28.09
7	29	452,069	54.05	33.03
8	7	463,000	55.04	34.08
9	5	490,700	57.05	37.05
10	1	*	*	*

医 療 職 給 料 表				
級	職員数	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
計	人 4	円 526,019	歳 月 55.09	年 月 26.11
1	1	*	*	*
2	2	*	*	*
3	—	—	—	—
4	1	*	*	*

福 祉 保 健 職 給 料 表				
級	職員数	平 均 給 料 月 額	平 均 年 齢	平 均 経 験 年 数
計	人 292	円 330,412	歳 月 40.08	年 月 18.04
1	37	246,643	25.11	4.04
2	56	287,820	32.04	10.11
3	115	332,410	41.02	18.05
4	54	378,024	51.05	28.10
5	30	419,870	52.10	30.05

(参考)

再 任 用 職 員 給 料 表	
級	職員数
計	人 126
1	2
2	—
3	77
4	9
5	38
6	—
7	—
8	—
9	—

行 政 職 給 料 表 (定年前再任用短時間勤務職員)	
級	職員数
計	人 7
1	—
2	—
3	4
4	—
5	3
6	—
7	—
8	—
9	—

(注) 再任用職員数は短時間勤務職員も含む。

特 定 任 期 付 職 員 給 料 表	
号給	職員数
計	人 —
1	—
2	—
3	—
4	—
5	—
6	—
7	—

第3表 職員の扶養手当の支給状況

扶養親族数 区 分	該当職員数	うち	
		扶養親族である子を有する者	子以外の扶養親族者を有する者
1 人	362 人	334 人	28 人
2 人	434	431	6
3 人	126	126	3
4 人	15	15	2
5 人	1	1	—
6 人	1	1	1
計	939	908	40

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 全職員1人当たり平均扶養親族数は、0.7人である。
 3 手当受給者1人当たり平均手当月額は、25,225円（平均扶養親族数は1.8人）である。

第4表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	該 当 職 員 数
受 給 者	人 2,037
交通機関等のみを利用する者	252
交通用具のみを使用する者	1,669
交通機関等と交通用具を併用する者	116
交通機関等の利用者 1人当たり平均手当月額	円 14,674
交通用具の使用者 1人当たり平均手当月額	円 4,465

2 民間給与関係

令和8年職種別民間給与実態調査の概要

(1) 調査の目的及び時期

この調査は、本市の職員の給与等を検討するため、令和8年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会、人事院、特別区人事委員会、和歌山県人事委員会、東京都人事委員会、岐阜県人事委員会、大阪府人事委員会、兵庫県人事委員会、大阪市人事委員会

(3) 調査対象事業所

全産業の企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所 102事業所

(4) 調査対象の抽出

① 標本事業所の抽出

(3)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から51事業所を無作為に抽出し調査を行った。

調査完了事業所数は、第5表（23頁）のとおりである。

② 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

③ 調査実人員

初任給関係234人（一般行政職に相当する調査実人員177人）、初任給関係以外の調査職種3,125人（一般行政職に相当する調査実人員2,508人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は11,461人であり、うち、一般行政職に相当するものは7,152人である。）。

④ 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第5表 産業別、規模別調査事業所数

規 模 産 業	規模計	事 業 所 規 模					企 業 規 模	
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満
産 業 計	事業所 38	事業所 7	事業所 4	事業所 4	事業所 12	事業所 11	事業所 17	事業所 21
農 業、林 業、漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、砂利 採 取 業、建 設 業	4	1	1	—	1	1	1	3
製 造 業	13	4	2	—	5	2	4	9
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道 業、 情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	9	1	1	1	4	2	5	4
卸 売 業、小 売 業	2	—	—	—	—	2	1	1
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、 物 品 賃 貸 業	2	—	—	1	—	1	2	—
教 育、学 習 支 援 業、医 療、福 祉、 サ ー ビ ス 業	8	1	—	2	2	3	4	4

(注) 1 上記のほか、調査不能等の事業所が13事業所あった。

2 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第6表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	割合
支給する	60.7 %
支給しない	39.3 %
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額最高支給額の中位階層	27,000円以上 28,000円未満

第7表 民間における国内異動に係る手当等の支給状況

その1 転勤をしたものに対する手当等の支給状況

転勤に伴い 手当等を支 給する	支 給 方 法		転勤に伴い 手当等を支 給しない
	一時金	一時金以外	
%	%	%	%
93.4	89.8	64.2	6.6

(注) 1 手当等には、赴任時に生じる引っ越し費用、交通費及び宿泊費を含まない。

2 支給方法は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である（複数回答）。

その2 転勤をした者に対する帰宅費用の支給状況

帰宅費用を 支給する	年間支給回数						帰宅費用を 支給しない
	1～11回	12回	13～23回	24回	25回以上	平均	
%	%	%	%	%	%	回	%
70.5	(6.1)	(53.0)	(6.8)	(21.7)	(12.4)	16.8	29.5

(注) 1 帰宅費用の支給の有無は、転勤に伴い手当等を支給する事業所を100とした割合である。

2 年間支給回数は、転勤に伴い手当等を支給し、異動前の居住地への帰宅費用を支給する事業所の状況であり、（ ）内は当該事業所を100とした割合である。

第8表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

係 員		課 長 級		部長級（非役員）	
一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
%	%	%	%	%	%
52.4	47.6	47.6	52.4	47.5	52.5

第9表 民間における定年の取扱い

定年制あり			定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	50.4	49.6	0.0

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第10表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区分 \ 項目	給与減額あり		給与減額なし
		60歳で減額	
	%	%	%
課長級	67.2	39.7	32.8
非管理職	61.6	45.2	38.4

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。(第11表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第11表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課長級	非管理職
%	%
81.5	80.8

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

第12表 職種別、学歴別、規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満
		円	円	円
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	254,978	256,465	250,153
	短 大 卒	223,702	222,169	※231,307
	高 校 卒	204,761	204,458	206,286
新 卒 事 務 員	大 学 卒	241,444	240,778	242,406
	短 大 卒	※200,000	—	※200,000
	高 校 卒	※200,136	※198,500	※202,000
新 卒 技 術 者	大 学 卒	263,372	263,059	265,500
	短 大 卒	224,400	222,169	※237,740
	高 校 卒	205,406	204,963	※208,542

(注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。

2 大卒者の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。

3 「※」印のあるものは、調査実人員10人未満であることを示す。

第13表 職種別、学歴別民間給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 企業規模計

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A - B)
		人	歳	円	円	円
事	支 店 長	4	58.6	603,405	0	603,405
	大 学 卒	3	56.5	635,566	0	635,566
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	1	*	*	*	*
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	工 場 長	3	56.5	988,683	0	988,683
	大 学 卒	2	55.1	983,228	0	983,228
	短 大 卒	—	—	—	—	—
	高 校 卒	1	*	*	*	*
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事 務 部 長	69	54.0	633,122	1,335	631,787
	大 学 卒	51	53.0	663,583	1,101	662,482
	短 大 卒	4	55.8	469,187	0	469,187
	高 校 卒	14	56.7	583,295	2,414	580,881
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技	技 術 部 長	85	55.4	723,200	1,639	721,561
	大 学 卒	55	54.9	742,969	1,886	741,083
	短 大 卒	12	54.8	712,201	927	711,274
	高 校 卒	18	57.3	672,312	1,383	670,929
	中 学 卒	—	—	—	—	—
術	事 務 部 次 長	38	50.4	528,664	10,996	517,668
	大 学 卒	29	49.6	528,070	9,923	518,147
	短 大 卒	4	54.8	607,697	1,313	606,384
	高 校 卒	5	51.6	467,260	24,954	442,306
	中 学 卒	—	—	—	—	—
関	技 術 部 次 長	27	51.7	619,456	285	619,171
	大 学 卒	20	51.7	646,506	29	646,477
	短 大 卒	2	53.5	696,365	3,406	692,959
	高 校 卒	5	51.1	470,850	0	470,850
	中 学 卒	—	—	—	—	—
係	事 務 課 長	140	50.3	552,761	8,457	544,304
	大 学 卒	104	49.8	581,338	5,630	575,708
	短 大 卒	6	54.2	510,052	16,796	493,256
	高 校 卒	30	51.3	468,527	15,879	452,648
	中 学 卒	—	—	—	—	—
職	技 術 課 長	168	51.3	636,312	3,402	632,910
	大 学 卒	104	49.8	644,407	2,903	641,504
	短 大 卒	30	51.2	641,321	7,656	633,665
	高 校 卒	33	55.0	615,979	1,009	614,970
	中 学 卒	1	*	*	*	*

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、「*」としている(以下本表において同じ)。

備	考
	構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）
	構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）
{ 2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
同	上
{ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長一課長間）	
同	上
{ 2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	
同	上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)
		人	歳	円	円	円
事	事務課長代理	87	46.8	483,121	48,878	434,243
	大 学 卒	65	45.6	487,612	53,991	433,621
	短 大 卒	13	48.5	466,714	38,990	427,724
	高 校 卒	9	52.7	474,219	25,598	448,621
	中 学 卒	—	—	—	—	—
務	技術課長代理	101	48.8	578,649	50,878	527,771
	大 学 卒	56	45.9	579,596	47,674	531,922
	短 大 卒	14	51.5	557,611	100,101	457,510
	高 校 卒	31	53.0	587,429	32,232	555,197
	中 学 卒	—	—	—	—	—
・	事 務 係 長	169	47.4	483,381	52,801	430,580
	大 学 卒	106	45.6	495,948	61,376	434,572
	短 大 卒	15	48.8	391,221	37,192	354,029
	高 校 卒	48	50.7	485,028	39,273	445,755
	中 学 卒	—	—	—	—	—
技	技 術 係 長	140	47.7	579,954	59,141	520,813
	大 学 卒	81	43.9	572,011	62,456	509,555
	短 大 卒	11	47.9	544,634	45,906	498,728
	高 校 卒	48	54.5	601,354	55,714	545,640
	中 学 卒	—	—	—	—	—
術	事 務 主 任	93	42.2	407,502	52,047	355,455
	大 学 卒	59	40.2	393,543	48,745	344,798
	短 大 卒	11	44.8	468,965	75,658	393,307
	高 校 卒	23	46.4	415,709	49,867	365,842
	中 学 卒	—	—	—	—	—
関	技 術 主 任	217	48.0	604,497	112,380	492,117
	大 学 卒	64	39.9	551,283	116,428	434,855
	短 大 卒	39	47.8	613,705	129,276	484,429
	高 校 卒	113	52.7	632,238	103,190	529,048
	中 学 卒	1	*	*	*	*
係	事 務 係 員	664	37.3	357,862	43,256	314,606
	大 学 卒	403	34.3	364,923	48,952	315,971
	短 大 卒	110	42.6	334,810	27,308	307,502
	高 校 卒	149	43.3	352,438	36,411	316,027
	中 学 卒	2	30.5	305,615	66,311	239,304
職	技 術 係 員	503	38.8	457,494	86,667	370,827
	大 学 卒	240	37.4	434,604	66,873	367,731
	短 大 卒	90	36.1	467,055	100,534	366,521
	高 校 卒	172	41.7	473,653	97,240	376,413
	中 学 卒	1	*	*	*	*
種						

備	考
前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	
同	上
係の長及び係長級専門職	
同	上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	
同	上

2 企業規模500人以上

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 3	歳 59.0	円 616,496	円 0	円 616,496	行 政 職 9 級
	大 学 卒	2	56.0	675,850	0	675,850	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	工 場 長	2	55.1	983,228	0	983,228	
	大 学 卒	2	55.1	983,228	0	983,228	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 部 長	40	55.5	659,663	772	658,891	
	大 学 卒	27	54.4	702,337	1,054	701,283	
	短 大 卒	2	60.5	438,811	0	438,811	同 上
	高 校 卒	11	57.1	605,982	311	605,671	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 長	59	54.9	755,927	2,117	753,810	同 上
	大 学 卒	38	54.2	776,893	2,737	774,156	
	短 大 卒	10	54.3	725,809	1,109	724,700	
	高 校 卒	11	57.7	715,049	1,010	714,039	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 次 長	17	53.4	584,108	0	584,108	
	大 学 卒	13	52.6	598,421	0	598,421	
	短 大 卒	3	55.1	568,918	0	568,918	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	同 上
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 部 次 長	8	50.2	673,119	859	672,260	
	大 学 卒	6	49.2	666,060	86	665,974	
	短 大 卒	2	53.5	696,365	3,406	692,959	7 級、8 級
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 課 長	91	50.2	589,886	5,568	584,318	
	大 学 卒	73	50.1	616,648	3,142	613,506	同 上
	短 大 卒	2	52.8	476,580	0	476,580	
	高 校 卒	16	50.4	484,051	17,689	466,362	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 課 長	118	50.9	659,162	3,954	655,208	同 上
	大 学 卒	69	48.4	680,065	3,929	676,136	
	短 大 卒	23	51.3	640,162	7,349	632,813	
	高 校 卒	25	55.9	636,808	1,060	635,748	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 65	歳 47.4	円 483,921	円 40,324	円 443,597	行 政 職 5 級、6 級
	大 学 卒	45	46.5	494,670	45,040	449,630	
	短 大 卒	12	47.8	457,493	28,428	429,065	
	高 校 卒	8	52.7	459,372	30,051	429,321	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	77	49.3	603,694	44,841	558,853	同 上
	大 学 卒	43	45.9	604,596	44,412	560,184	
	短 大 卒	10	52.6	571,630	93,471	478,159	
	高 校 卒	24	54.1	617,530	22,077	595,453	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 長	124	47.3	507,312	55,120	452,192	3 級、4 級
	大 学 卒	74	45.3	520,358	63,861	456,497	
	短 大 卒	8	46.0	421,362	49,119	372,243	
	高 校 卒	42	51.0	500,110	40,819	459,291	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 長	108	48.4	593,229	54,524	538,705	同 上
	大 学 卒	64	44.2	584,187	55,925	528,262	
	短 大 卒	7	49.6	550,161	35,743	514,418	
	高 校 卒	37	55.8	617,245	55,118	562,127	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 主 任	47	42.2	439,457	58,065	381,392	2 級 (一部は 3 級、4 級)
	大 学 卒	25	40.8	399,327	43,886	355,441	
	短 大 卒	7	42.6	516,304	90,232	426,072	
	高 校 卒	15	44.7	482,861	70,969	411,892	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	166	48.8	630,002	115,449	514,553	同 上
	大 学 卒	46	41.3	570,211	117,040	453,171	
	短 大 卒	31	48.8	633,984	133,247	500,737	
	高 校 卒	89	52.9	661,162	107,038	554,124	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 員	421	37.1	361,780	41,904	319,876	1 級
	大 学 卒	255	33.9	364,411	45,804	318,607	
	短 大 卒	73	42.3	339,806	26,510	313,296	
	高 校 卒	92	43.5	370,068	40,385	329,683	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	技 術 係 員	396	39.2	463,035	87,798	375,237	同 上
	大 学 卒	176	38.1	441,192	67,139	374,053	
	短 大 卒	72	36.5	470,574	100,734	369,840	
	高 校 卒	147	41.9	478,011	98,469	379,542	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *	行 政 職 7 級、8 級
	大 学 卒	1	*	*	*	*	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	工 場 長	1	*	*	*	*	
	大 学 卒	—	—	—	—	—	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 長	29	51.8	594,563	2,153	592,410	
	大 学 卒	24	51.3	618,858	1,156	617,702	
	短 大 卒	2	51.8	495,308	0	495,308	
	高 校 卒	3	55.2	491,661	10,908	480,753	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 部 長	26	56.5	647,685	536	647,149	
	大 学 卒	17	56.5	667,834	0	667,834	
	短 大 卒	2	57.0	642,750	0	642,750	
	高 校 卒	7	56.4	599,089	2,024	597,065	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	事 務 部 次 長	21	47.9	481,038	20,441	460,597	
	大 学 卒	16	46.9	467,717	18,435	449,282	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	4	50.3	474,955	30,319	444,636	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 部 次 長	19	52.4	592,842	0	592,842	
	大 学 卒	14	52.9	636,410	0	636,410	
	短 大 卒	—	—	—	—	—	
	高 校 卒	5	51.1	470,850	0	470,850	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	5 級、6 級
	事 務 課 長	49	50.5	490,904	13,271	477,633	
	大 学 卒	31	49.1	504,194	11,065	493,129	
	短 大 卒	4	54.9	527,983	25,793	502,190	
	高 校 卒	14	52.1	453,854	14,169	439,685	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	同 上
	技 術 課 長	50	52.4	572,166	1,854	570,312	
	大 学 卒	35	52.9	566,825	670	566,155	
	短 大 卒	7	50.9	646,280	8,973	637,307	
	高 校 卒	8	51.6	530,146	796	529,350	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	令 和 8 年 4 月 分 平 均 支 給 額			対 応 級
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人 22	歳 44.5	円 480,525	円 76,655	円 403,870	行 政 職 4 級
	大 学 卒	20	43.3	469,474	76,995	392,479	
	短 大 卒	1	*	*	*	*	
	高 校 卒	1	*	*	*	*	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長代理	24	47.0	488,610	72,582	416,028	同 上
	大 学 卒	13	45.9	489,827	59,386	430,441	
	短 大 卒	4	47.7	512,520	121,425	391,095	
	高 校 卒	7	48.9	472,384	71,043	401,341	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 係 長	45	47.6	412,380	45,923	366,457	3 級
	大 学 卒	32	46.2	432,865	54,955	377,910	
	短 大 卒	7	51.7	358,657	24,306	334,351	
	高 校 卒	6	49.0	378,106	28,315	349,791	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 係 長	32	43.1	495,048	88,674	406,374	同 上
	大 学 卒	17	41.1	484,431	109,426	375,005	
	短 大 卒	4	43.0	528,460	75,644	452,816	
	高 校 卒	11	46.3	500,094	59,507	440,587	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	事 務 主 任	46	42.3	368,002	44,608	323,394	2 級 (一部は 3 級)
	大 学 卒	34	39.5	387,837	53,539	334,298	
	短 大 卒	4	49.3	367,187	44,323	322,864	
	高 校 卒	8	49.3	296,711	12,472	284,239	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技 術 主 任	51	42.9	446,179	93,328	352,851	同 上
	大 学 卒	18	33.5	461,133	113,512	347,621	
	短 大 卒	8	39.7	437,364	94,738	342,626	
	高 校 卒	24	51.2	436,759	77,182	359,577	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	事 務 係 員	243	37.9	348,452	46,504	301,948	1 級
	大 学 卒	148	35.1	366,162	56,558	309,604	
	短 大 卒	37	43.4	321,528	29,430	292,098	
	高 校 卒	57	42.8	313,572	27,653	285,919	
	中 学 卒	1	*	*	*	*	
	技 術 係 員	107	32.9	384,271	71,720	312,551	同 上
	大 学 卒	64	31.8	381,199	64,716	316,483	
	短 大 卒	18	30.2	407,891	97,167	310,724	
	高 校 卒	25	37.8	373,045	68,867	304,178	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

その２ その他の職種
企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平均 年 齢	令 和 ８ 年 ４ 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当 (B)	(A－B)
技能・労務関係職種	電 話 交 換 手	人	歳	円	円	円
	自家用乗用自動車運転手	2	49.5	318,303	2,715	315,588
	守衛員	1	*	*	*	*
	用務員	17	46.1	524,694	132,187	392,507
海事関係職種	船 長 ・ 機 関 長	—	—	—	—	—
	一 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—
	二 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—
	三 等 航 海 士 ・ 機 関 士	—	—	—	—	—
	運 板 長 ・ 操 機 長	—	—	—	—	—
	甲 板 手 ・ 操 機 手	—	—	—	—	—
	甲 板 員 ・ 機 関 員	—	—	—	—	—
教育関係職種	大 学 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 副 学 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 長	—	—	—	—	—
	大 学 学 部 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 学 准 教 授	—	—	—	—	—
	大 学 学 講 師	—	—	—	—	—
	大 学 学 助 教	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—
	高 等 学 校 教 頭	3	56.8	655,387	0	655,387
	高 等 学 校 教 諭	25	46.0	512,855	0	512,855
研究関係職種	研 究 所 長	3	54.2	838,882	0	838,882
	研 究 部 (課) 長	33	50.8	684,420	1,174	683,246
	研 究 室 (係) 長	31	49.4	653,220	8,735	644,485
	主 任 研 究 員	46	43.3	634,517	117,887	516,630
	研 究 補 助 員	105	33.1	447,590	84,275	363,315
医療関係職種	病 院 長	1	*	*	*	*
	副 院 長	4	63.0	1,332,190	277,388	1,054,802
	医 科 長	3	58.8	1,389,466	484,096	905,370
	医 師	27	35.0	1,051,303	351,585	699,718
	歯 科 医 師	2	31.5	658,500	71,050	587,450
	薬 局 長	2	49.0	455,287	5,953	449,334
	薬 剤 師	24	32.6	407,600	38,190	369,410
	診 療 放 射 線 技 師	34	33.6	435,477	61,875	373,602
	臨 床 検 査 技 師	33	30.9	396,692	55,037	341,655
	栄 養 士	14	33.3	327,622	24,912	302,710
	理 学 療 法 士	48	35.3	328,422	24,491	303,931
	作 業 療 法 士	17	33.1	314,587	16,825	297,762
	総 看 護 師	1	*	*	*	*
	看 護 師	36	53.7	509,286	55,927	453,359
	看 護 師	101	50.7	449,143	44,345	404,798
	准 看 護 師	4	52.5	373,062	91,734	281,328

備	考
見習、外国語の電話交換手を除く。 業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。	
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 〔下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上 部下に薬剤師2人以上 部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以上	

3 生計費関係

第14表 費目別、世帯人員別標準生計費（和歌山市）

（令和8年4月）

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,035	48,440	59,934	71,429	82,923
住 居 関 係 費	31,027	40,195	34,664	29,137	23,610
被 服 ・ 履 物 費	4,422	4,895	6,833	8,771	10,710
雑 費 I	19,620	24,566	34,043	43,521	52,999
雑 費 II	6,180	11,919	13,934	15,949	17,964
計	88,284	130,015	149,408	168,807	188,206

（注）1 2～5人世帯については、総務省の「家計調査」（勤労者世帯）における令和8年4月の費目別平均支出金額（日数を365／12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、「費目別、世帯人員別生計費換算乗数」を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、全国の標準生計費に、全国の費目別平均支出金額に対する本市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

2 各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食 料 費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑 費 I …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

4 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年 8 月 7 日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等に基づき、公務員人事管理について報告し、一般職の職員の給与について報告及び勧告するとともに、一般職の職員の勤務時間及び休暇について勧告した。あわせて、国家公務員災害補償法の改正について意見の申出を行った。

それらの内容の概要は、次のとおりである。

国家公務員の挑戦を支える人材マネジメントの実現に向けて

1. 実力本位で活躍できる公務

- ◆ 本府省幹部職員等を対象とした人事制度の骨格 【令和9年夏に具体的な内容を報告】
- ✓ 職務・職責をより重視した給与体系、民間企業との人材獲得競争で見劣りしない給与水準に
- ✓ 能力・実績に応じた人事運用を更に徹底するため、昇任時の見極めスキームを見直し
- ✓ 民間企業の管理監督者と同様に、勤務時間にとられない勤務を可能とする制度の導入
- ※ その他の職員についても、年齢にかかわらず、役割・貢献に応じた処遇となるよう、今後も制度の見直し

2. 働きやすさと成長が両立する公務

- ◆ 転勤の経済的負担の軽減
 - ✓ 単身赴任者か否かにかかわらず、転居を伴う転勤を行う職員への手当の新設
- ◆ 働きやすい環境の整備
 - ✓ 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向け、伴走支援の対象府省を拡大
- ◆ 柔軟な働き方の推進
 - ✓ 事由を問わない年7日の無給休暇の新設
 - ✓ フレックスタイム制のコアタイムの柔軟化
- ◆ 「成長できる職場」の整備
 - ✓ 「スキル一覧」を活用した人材育成

3. 誰もが挑戦できる開かれた公務

- ◆ 採用試験等の見直し
 - ✓ 基礎能力試験へのCBT方式(オンライン試験)の導入
 - 【対象】
 - ・令和9年度経験者採用試験
 - ・令和10年秋の総合職教養区分【予定】
 - ・令和11年春の総合職全区分【予定】
 - ✓ 技術系人材の確保に向けて、特定の資格を有する者を、試験によらず採用できる範囲を拡大
- ◆ アルムナイ人材を含む専門人材等の採用の推進
 - ✓ 専門人材等の情報を集約した人材プールの整備・活用

4. 高い使命感とやりがいを持って働ける公務

- ◆ 「選ばれる」公務職場の実現に向けた公務のブランディング推進
 - ～ブランドメッセージ「国のミライをつくる、唯一無二の挑戦がある」～
- ◆ 国家公務員行動規範の更なる浸透

国家公務員行動規範

- 「国民を第一」に考えた行動
- 「中立・公正」な立場での職務遂行
- 「専門性と根拠」に基づいた客観的判断

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の給与の改定(勧告・報告)

高水準のベースアップ 【令和8年4月実施】

民間給与の状況を反映し、令和7年並みの高水準【官民較差:15,056円(3.51%)】

※令和8年4月分の民間給与を調査して比較

- 業務遂行において重要な役割を担っている中堅層以上の職員について令和7年を上回る改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3% (モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約4.9%の給与改善)
 - 民間の動向や人材確保の重要性を踏まえ、初任給を引上げ(総合職・一般職ともに9,500円の引上げ)
- 民間の再雇用者の状況を踏まえ、再任用職員の月例給を改善(行政職俸給表(一)の平均改定率8.5%)

転勤に伴う経済的な負担の軽減等に関する手当

- 転居に関する手当の新設 【令和9年4月実施】
 - 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当を新設(距離区分に応じて手当額を設定)
 - 例 東京から大阪に異動する場合の手当額(年額) 約22万円【単身赴任者は約49万円】
 - ※単身赴任者には別途、二重生活の生計費を補助する基礎額(年間36万円)を支給
- 広域異動手当の支給割合の引上げ 【令和8年4月実施】
 - 広域的な異動に対する給与上のインセンティブ向上のため支給割合を引上げ(距離区分に応じ、5%・10%→8%・16%)

ボーナスの引上げ

年間 4.65月 → 4.70月(期末手当及び勤勉手当に均等に配分)【令和8年4月実施】※直近1年間の民間の支給状況を調査して比較

- 特定任期付職員の勤勉手当の見直し 【令和9年4月実施】
 - 高い成績率を適用可能とすることで高度の専門性を有する人材の給与水準を確保(最高で年間約3,380万円)

令和8年 人事院勧告・報告の概要

● 職員の勤務時間及び休暇の改定(勧告)【令和9年4月施行】

※ 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正

無給休暇の新設

- 全ての職員が事由を問わず、年7日取得できる無給休暇を新設 ※休暇中の給与は支給しない

活用イメージ

➤ 日単位の無給休暇

介護に至る前の親の体調変化や、災害等で生じた住居の損壊等に対応する職員などが、既存の休暇の付与日数を超えて勤務できない場合のセーフティネットとして活用

➤ 時間単位の無給休暇

いわゆる「小1の壁」や、妊娠の初期・後期の体調変化等に直面した職員などが、一定の期間、短時間勤務を行うために活用

代休日の指定等の見直し

- 休日に勤務した場合に取得できる代休日について、休日勤務が1日に満たない場合でも指定可能とする見直し等を実施

● 国家公務員災害補償法の改正(意見の申出)【令和9年4月施行】

遺族補償年金の受給資格要件等の見直し

- 労災保険法一部改正法(令和8年7月成立)の内容を踏まえ、職員と死別した配偶者が夫である場合にのみ課せられた遺族補償年金の受給資格要件を撤廃